

令和4年度
包括外部監査結果報告書

「出資団体及び財政的援助団体に係る
財務事務の執行について」

那覇市包括外部監査人

公認会計士 木戸秀徳

(本報告書における記載内容等の注意事項)

1. 表示数値

報告書の表の合計（又は差額）は、単位未満の端数の関係で、総数と内訳の合計（又は差額）とが一致しない場合がある。

2. 省略用語

本文中に使用している略語は次のとおりである。

略称	正式名称
第三セクター等に関する総務省指針	第三セクター等の経営健全化等に関する指針（総務省）

3. 語句の説明（指摘と意見）

本報告書においては、監査人の発見事項を「指摘」と「意見」に区分して記載している。「指摘」及び「意見」の内容は次のとおりである。

指摘	合規性に違反する事項（法令、条例、規則、定款、規程、要綱等に抵触する事項）、あるいは社会通念上著しく適切性を書いていると判断される事項
意見	「指摘」以外で、有効性・経済性・効率性・正確性の視点から、監査人が改善を要望する事項

目次

第1章 監査の概要	1
第1. 監査の種類	1
第2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
第3. 監査の根拠となる法令等	1
第4. 監査対象期間	3
第5. 監査実施期間	3
第6. 監査対象部局等	3
第7. 監査従事者	3
第8. 利害関係	3
第2章 監査の方針	4
第1. 監査の要点	4
第2. 監査の視点（個別事業の監査）	5
1. 第三セクター等	5
2. 地方独立行政法人（那覇市立病院）	8
3. 出資団体	10
4. 補助金、負担金、交付金事業	11
5. 委託事業	12
6. 指定管理事業	13
第3. 監査手続	14
第3章 監査の対象となる事業	15
第1. 監査対象事業の選定	15
1. 第三セクター等	15
2. 出資団体	15
3. 財政的援助等の事業	16
第4章 市における第三セクター等の取扱い	19
第1. 第三セクター等の定義	19
第2. 総務省が推進する第三セクター等の抜本的改革の概要	19
第3. 市における第三セクター等の取扱い	29
第5章 市における出資団体及び財政的援助事業の取扱い	31
第1. 地方公共団体による出資	31
第2. 地方公共団体による財政的援助	31
第3. 市における出資団体及び財政的援助事業の取扱い	32
第6章 監査の結果及び意見（総論）	34
第1. 全般的意見及び提言	34

全般的意見 1. 第三セクター等の範囲に誤りがある.....	34
全般的意見 2. 第三セクター等に関する総務省指針の適用が不十分.....	37
全般的意見 3. 出資に関する出口戦略の明確化.....	40
全般的意見 4. 第三セクター等にふさわしい役職員の選任.....	42
全般的意見 5. 法令遵守体制の強化.....	46
全般的意見 6. 財政的援助は真に必要なものに限定すべき.....	47
全般的意見 7. 成果指標の設定及び事業評価に改善の余地がある.....	48
第 2. 個別事業の監査結果まとめ.....	50
1. 第三セクター等に関する問題点.....	50
2. 出資団体に関する問題点	57
3. 財政的援助事業に関する問題点	58
4. 発見事項の個数	65
第 7 章 監査の結果及び意見（個別事業）.....	66
第 1. 第三セクター等.....	66
1. 沖縄都市モノレール株式会社.....	66
2. 泊ふ頭開発株式会社	91
3. 公益財団法人那覇市育英会.....	111
4. 公益社団法人那覇市シルバー人材センター.....	126
5. 那覇市土地開発公社	141
6. 地方独立行政法人 那覇市立病院.....	146
第 2. 出資法人	172
1. 那覇空港ビルディング	172
2. 那覇新都心株式会社	177
第 3. 財政的援助事業.....	181
1. 協働によるまちづくり推進事業.....	181
2. 指定管理者制度導入施設運営安定化支援金交付事業.....	186
3. 那覇市社会福祉協議会補助金事業.....	191
4. 那覇市民生委員児童委員連合会補助金事業.....	196
5. 軽費老人ホーム補助金事業.....	201
6. 安謝こども園園舎建設補助事業.....	208
7. 漫湖水鳥・湿地センター管理運営協議会負担金事業.....	211
8. 離島漁業再生支援事業	216
9. 水産物の新たな販売手法構築事業(新型コロナ関連)	221
10. 那覇商工会議所事業費助成事業.....	225
11. 指定管理者制度導入施設運営安定化支援金交付事業.....	232
12. NAHA マラソンコロナ対策支援事業	237

13. 沖縄都市モノレールインフラ外整備事業建設補助金.....	240
14. 那覇市育英会運営補助金.....	244
15. 那覇市シルバー人材センター運営補助金.....	248
16. 病院事業運営費負担金	253
17. 病院事業運営費交付金（新型コロナ関連）	258
18. 救急診療事業補助金	262
19. 沖縄都市モノレール自由通路の維持管理業務委託.....	266
20. 那覇市市制 100 周年記念沖縄都市モノレール(ゆいレール)ラッピング車両運行等 業務	272
21. 都市公園維持管理業務委託.....	276
22. 「広報なは市民の友」配布業務委託.....	281
23. スプリング入りマットレス等解体業務委託.....	284
24. 那覇市津波避難ビルにおける介護予防普及啓発事業および地域介護予防活動支援 事業	288
25. がん検診・肝炎ウイルス健診（個別・集団検診）業務.....	294
26. 新型コロナウイルスワクチン集団接種医師業務.....	299
27. 新型コロナワクチン接種に係る基本型医療機関業務.....	304
28. 那覇市職員定期健康診断業務.....	308
29. 那覇市ぶんかテンプス館管理運営事業.....	312
30. 那覇市総合福祉センター管理運営事業.....	319
31. 老人福祉センター管理運営事業.....	329
32. 児童館管理運営事業	342

第1章 監査の概要

第1．監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第4項の規定に基づく包括外部監査

第2．選定した特定の事件（監査テーマ）

出資団体及び財政的援助団体に係る財務事務の執行について

テーマの選定理由

（1） 出資法人は市にとって重要な位置付けである可能性が高い

市が出資している法人及び当該法人の実施する事業については、市の行政運営上、重要である可能性が高いものと考えられる。

また、そのような出資法人には、補助金、交付金、負担金、貸付金等により、市から財政的な援助が行われている場合があり、また、市の職員や元職員の派遣等による人的支援が行われている場合もある。

このように、市にとって重要な位置付けの法人であり、かつ、財政面や人事面で市との関与が認められる法人について、法人運営の状況、市のモニタリング体制、財務事務の執行状況、等の観点から監査を実施することは有用である。

（2） 過去の包括外部監査の監査テーマになっていない

出資団体に対する監査は、過去的那覇市包括外部監査において監査テーマになっていない。

（3） 令和3年度の監査において補助金交付事業に係る発見事項が散見された

令和3年度的那覇市包括外部監査において、補助金交付事業に係る指摘や意見が散見されたため、補助金や負担金等により市が財政的援助を行っている団体のうち、令和3年度の監査対象となっていない団体についても、令和3年度と同様の指摘や意見をすべき状況にあるか否かを確かめることは有用である。

第3．監査の根拠となる法令等

出資団体に係る監査において、監査対象には、市の担当部署のみならず市が25%以上出資する団体も含むこととする。

市の出資団体を監査対象に含むことができる理由は、以下の通りである。

（1） 地方自治法第252条の37第4項において、市の出資団体のうち“政令”で定めるものについては、“条例”の定めにより監査対象にできるとされている。

【地方自治法第 252 条の 37 第 4 項より抜粋】

(包括外部監査人の監査)

第二百五十二条の三十七

4 包括外部監査対象団体は、当該包括外部監査対象団体が第百九十九条第七項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、当該包括外部監査対象団体が出資しているもので同項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、当該包括外部監査対象団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、当該包括外部監査対象団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は当該包括外部監査対象団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについて、包括外部監査人が必要があると認めるときは監査することができることを条例により定めることができる。

(下線は監査人による。)

- (2) “政令”(地方自治法施行令第 140 条の 7 第 1 項)において、包括外部監査の対象となり得るのは、市が 1/4 以上出資している法人であるとされている。

【地方自治法施行令第 140 条の 7 第 1 項より抜粋】

第一百四十条の七

地方自治法第百九十九条第七項後段に規定する当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるものは、当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人とする。

(下線は監査人による。)

- (3) “条例”(那覇市外部監査契約に基づく監査に関する条例 第 2 条)において、出資団体も監査対象とすることができるかとされている。

【那覇市外部監査契約に基づく監査に関する条例 第 2 条より抜粋】

(包括外部監査契約に基づく監査)

第 2 条

法第 252 条の 29 に規定する包括外部監査人は、必要があると認めるときは、次に掲げるものについて監査することができる。

- (1) 市が法第 199 条第 7 項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の

事務の執行で当該財政的援助に係るもの
(2) <u>市が出資しているもので法第 199 条第 7 項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの</u>
(3) 市が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの
(4) 市が受益権を有する信託で法第 199 条第 7 項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの
(5) 市が法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るもの
(下線は監査人による。)

第 4. 監査対象期間

原則として、令和 3 年度（令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日）

第 5. 監査実施期間

令和 4 年 9 月 9 日～令和 5 年 3 月 31 日

第 6. 監査対象部局等

1. 監査対象として選定した出資法人又は財政的援助事業を所管する部局

総務部、企画財務部、市民文化部、経済観光部、環境部、福祉部、健康部、こどもみらい部、都市みらい部、まちなみ共創部、生涯学習部

2. 監査対象として選定した出資法人のうち、第三セクター等に該当する法人

沖縄都市モノレール株式会社、泊ふ頭開発株式会社、公益財団法人那覇市育英会、公益社団法人那覇市シルバー人材センター、那覇市土地開発公社、地方独立行政法人那覇市立病院

第 7. 監査従事者

包括外部監査人	公認会計士	木戸 秀徳
監査補助者	公認会計士・税理士	友利 健太
	公認会計士・税理士	原田 泰人
	弁護士	高塚 千恵子

第 8. 利害関係

包括外部監査人及び監査人補助者は、外部監査の対象とした事件に関して、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 監査の方針

第1. 監査の要点

包括外部監査の趣旨が、「自治体が最少の経費で最大の効果を挙げるべく事務処理をしているか（地方自治法第2条14項）」を検証することである点を踏まえ、主に、以下の事項を監査要点に設定した。

（1） 合規性

- ・ 第三セクター等に係る行政手続は、第三セクター等に関する総務省指針に準拠しているか。
- ・ 補助事業の事務手続は、法令、規則、補助金交付要綱及び市が定める補助金の運用ルール等に準拠しているか。
- ・ 委託事業の事務手続は、法令、規則、契約及び仕様書等に準拠しているか。
- ・ 指定管理事業の事務手続は、法令、規則、「指定管理者制度に関する運用指針（那覇市）」及び契約等に準拠しているか。
- ・ 予算の執行に係る承認、検査確認は、正しく行われているか。
- ・ その他、事務の執行は関連する法令等に準拠しているか。

（2） 有効性

- ・ 事業の目的を達成するために、適切な成果指標が設定されているか。
- ・ 事業の実施内容が、目的を達成するために適切な内容となっているか。
- ・ 事業が事業計画にそって実施されているか。
- ・ 事業実施後に、効果の測定を適切に実施しているか。
- ・ 事業の実施により把握された課題について、次年度以降の事業計画に適切に反映しているか。
- ・ コロナウイルスの流行等、事業環境の変化に対応して適切に事業内容を修正しているか。
- ・ 他部署や県との連携は適切に実施されているか。

（3） 経済性・効率性

- ・ 事業予算の見積りは適切かつ、効率的な金額となっているか。
- ・ 事業費について費用対効果を分析しているか。
- ・ 事業の評価結果について、次年度以降の事業計画や事業予算に適切に反映しているか。
- ・ 成果が見込まれない事業が継続していないか。
- ・ 他事業との重複や、合理的でない細分化はないか。
- ・ 予算執行率に異常点はないか。

（4） 正確性

- ・ 資料は事実に基づき正確に作成されているか。

第2．監査の視点（個別事業の監査）

1．第三セクター等

第1．に記載した監査要点、「地方公共団体包括外部監査に関する監査手続事例（公会計委員会研究報告第11号 日本公認会計士協会）」、第三セクター等に関する総務省指針、等を参考として、個別事業の監査における主な視点を以下の通りに整理した。

① 出資

- ・ 出資の目的及び必要性が、明確かつ合理的であるか
- ・ 出資にあたって、条例又は議会の決議を経ているか（地方自治法第237条2項参照）

② 第三セクター等のガバナンス

- ・ 中長期の目標及び中期経営計画が策定されているか
- ・ 年間計画が策定されているか
- ・ 事業実施後に中期経営計画や年間計画の達成度を測定し、自己評価を行っているか
- ・ 役員の人数の頻度は法令及び定款を遵守しているか
- ・ 取締役会等の頻度は法令及び定款を遵守しているか
- ・ 取締役会等の会議体において、重要な経営上の課題が共有され、対応方針が決定されているか
- ・ 監査役監査又は監事監査は有効かつ適切に実施されているか
- ・ 取締役又は理事との利益相反取引への対応は適切か

③ 人事

- ・ 市職員を第三セクター等に派遣している場合、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律や那覇市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に準拠しているか
- ・ 市長や市職員が第三セクター等の役員を兼務している場合、その職責を果たし得るのかについて十分に検討を行っているか
- ・ 市職員出身者が第三セクター等の役職員となっている場合、必要とする能力・知見を有する人材であるか、よりふさわしい人材はいないのか等の観点から、十分に検討を行っているか

④ 第三セクター等への財政支援

- ・ 市が財政支援を行っている場合には、やむを得ない理由によるものか、また、支援額は過剰ではないか
- ・ 市が複数年に渡って財政支援を行っている場合、支援を漫然と継続していないか
- ・ 第三セクター等が借入を行っている場合に、市が債務保証を付していないか

- ・ 市が補助金等を交付している場合の視点は、P. 11 の記載と同様
- ・ 市が委託費を交付している場合の視点は、P. 12 の記載と同様
- ・ 市が貸付を行っている場合、第三セクター等のキャッシュ・フロー獲得能力に照らして、回収に懸念はないか
- ・ 市の財産を第三セクター等に使用させている場合、その理由及び賃借料水準は合理的か

⑤ 第三セクター等の効率的な運営

- ・ 第三セクター等において、効率的経営のための具体的な施策が講じられているか
- ・ 役職員の給与水準が過度に高額になっていないか
- ・ 外部との契約に際し、入札や相見積り等、費用を削減する規定が設けられているか

⑥ 市による第三セクター等のモニタリング

- ・ 市は、第三セクター等の運営状況について適切に評価しているか
また、評価にあたっては、以下の事項を考慮しているか
 - ✓ 事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し
 - ✓ 出資の出口戦略
 - ✓ 第三セクター等以外の事業手法との比較
 - ✓ 費用対効果
 - ✓ 存続の前提となる条件（ゴーイング・コンサーン）の明確化
- ・ 市は、毎期第三セクター等の決算書を入手し、経営状況及び財務状況を適切に把握しているか
- ・ 経営状況が悪化し経営健全化方針を策定している第三セクター等については、市が主導して経営健全化に取り組んでいるか
- ・ 市は出資者として、第三セクター等において選任された役職員が、民間の経営ノウハウを有する等の職責に相応しい人物であるかどうかを確かめているか
- ・ 市は、第三セクター等の役職員の数及び給与の見直し、組織機構のスリム化等、徹底した効率化に取り組んでいるか
- ・ 株主総会の議案の賛否を決定するにあたり、市は株主として十分に検討しているか
- ・ 市は、インフラ事業を行う第三セクター等の施設更新計画や修繕計画を入手し、適切に助言しているか

⑦ 財務情報の適切性

- ・ 第三セクター等が適用すべき会計基準に従い、財務諸表、注記、附属明細等を適切に作成しているか
- ・ 現預金、棚卸資産、固定資産等の資産管理状況は適切か
- ・ 債権管理状況は適切か

また、滞留債権への対応方法は適切か

- ・ 資産項目の評価方法は適切か
 - ✓ 棚卸資産の評価減方法
 - ✓ 固定資産の減損方法
 - ✓ 債権に対する貸倒引当金算定方法
- ・ 引当金は漏れなく適切に計上されているか（賞与引当金、退職給付引当金、等）
- ・ リース取引は会計基準に従い会計処理されているか
- ・ 当年度に計上すべき費用科目は漏れなく計上されているか
- ・ 経過勘定（前払費用、未払費用、等）は適切に計上されているか
- ・ 会計監査人が設置されている場合、会計監査人からの指摘事項に適切に対応しているか

⑧ 議会への説明・住民への情報公開

- ・ 市は、議会や市民に対して、第三セクター等の財務諸表、経営指標、将来負担額等を公表し、地方公共団体が行っている財政的支援とそれに伴う財政的なリスク、現在の経営状況に至った理由、将来の見通し等について、分かりやすい説明を行っているか

⑨ 過年度の包括外部監査や監査委員監査における発見事項への対応状況

- ・ 過年度の包括外部監査や監査委員監査で監査対象となった第三セクター等については、過年度の監査における発見事項に対して、適切に対応しているか

2. 地方独立行政法人（那覇市立病院）

地方独立行政法人である那覇市立病院は第三セクター等の範囲には含まれないため、第三セクター等に関する総務省指針は適用されないが、「市が出資する法人である」、「市と人的・財政的関係性を有している」、「市がモニタリングする必要がある」等の点では、第三セクター等に類似しているため、(1)を参考として、個別事業の監査における主な視点を以下の通りに整理した。

また、監査実施時には、那覇市立病院が地方独立行政法人法を遵守しているかどうかという視点にも留意した。

① 出資

- ・ 出資の目的及び必要性が、明確かつ合理的であるか
- ・ 出資にあたって、議会の決議を経ているか

② 那覇市立病院のガバナンス

- ・ 中長期の目標及び中期経営計画が策定されているか
- ・ 年間計画が策定されているか
- ・ 事業実施後に自己評価を行っているか
- ・ 役員の人数は法令及び定款を遵守しているか
- ・ 理事会等の会議体において、重要な経営上の課題が共有され、対応方針が決定されているか
- ・ 監事監査は有効かつ適切に実施されているか
- ・ 理事との利益相反取引への対応は適切か

③ 人事

- ・ 市職員を那覇市立病院に派遣している場合、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律や那覇市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に準拠しているか

④ 那覇市立病院への財政支援

- ・ 市が財政支援を行っている場合には、やむを得ない理由によるものか、また、支援額は過剰ではないか
- ・ 市が補助金等を交付している場合の視点は、P. 11 の記載と同様
- ・ 市が委託費を交付している場合の視点は、P. 12 の記載と同様
- ・ 市が貸付を行っている場合、那覇市立病院のキャッシュ・フロー獲得能力に照らして、回収に懸念はないか
- ・ 市の財産を那覇市立病院に使用させている場合、その理由及び賃借料水準は合理的か

⑤ 那覇市立病院の効率的な運営

- ・ 那覇市立病院において、効率的経営のための具体的な施策が講じられているか
- ・ 役職員の給与水準が過度に高額になっていないか
- ・ 外部との契約に際し、入札や相見積り等、費用を削減する規定が設けられているか

⑥ 市による那覇市立病院のモニタリング

- ・ 市は、評価委員会を設置し那覇市立病院の運営状況について適切に評価しているか
- ・ 市は、那覇市立病院の決算書を每期入手し、経営状況及び財務状況を適切に把握しているか

⑦ 財務情報の適切性

- ・ 地方独立行政法人会計基準に従い、財務諸表、注記、附属明細等を適切に作成しているか
- ・ 現預金、棚卸資産、固定資産等の資産管理状況は適切か
- ・ 債権管理状況は適切か
また、滞留債権への対応方法は適切か
- ・ 資産項目の評価方法は適切か
 - ✓ 棚卸資産の評価減方法
 - ✓ 固定資産の減損方法
 - ✓ 債権に対する貸倒引当金算定方法
- ・ 引当金は漏れなく適切に計上されているか（賞与引当金、退職給付引当金、等）
- ・ リース取引は会計基準に従い会計処理されているか
- ・ 当年度に計上すべき費用科目は漏れなく計上されているか
- ・ 経過勘定（前払費用、未払費用、等）は適切に計上されているか

⑧ 議会への説明・住民への情報公開

- ・ 地方独立行政法人法に従い、市の評価結果を議会に報告しているか
- ・ 地方独立行政法人法において公表が義務付けられている情報について、適切に公表しているか

⑨ 過年度の包括外部監査や監査委員監査における発見事項への対応状況

- ・ 過年度の包括外部監査や監査委員監査における発見事項に対して、適切に対応しているか

3. 出資団体

市が出資している団体のうち、第三セクター等以外の団体については、第三セクター等に関する総務省指針は適用されないが、市が株主として、出資団体の企業価値を最大化するために適切なモニタリングを行う必要がある。また、市が出資する目的が完了した場合、または目的が消滅した場合には、市が出資を継続する理由が無くなるため、出資団体の株式を売却する等の措置を講じる必要があると考えられることから、市は出資の出口戦略を検討する必要がある。

以上を踏まえ、個別事業の監査における主な視点を以下の通りに整理した。

① 出資

- ・ 出資の目的及び必要性が、明確かつ合理的であるか
- ・ 出資にあたって、条例又は議会の決議を経ているか（地方自治法第 237 条 2 項参照）

② 人事

- ・ 市長や市職員が出資団体の役員を兼務している場合、その職責を果たし得るのかについて株主として検討を行っているか
- ・ 市職員出身者が出資団体の役員となっている場合、必要とする能力・知見を有する人材であるか、よりふさわしい人材はいないのか等の観点から、株主として検討を行っているか

③ 出資団体への財政支援

- ・ 市が財政支援を行っている場合には、やむを得ない理由によるものか、また、支援額は過剰ではないか
- ・ 市が複数年に渡って財政支援を行っている場合、支援を漫然と継続していないか
- ・ 出資団体が借入を行っている場合に、市が債務保証を付していないか
- ・ 市が補助金等を交付している場合の視点は、P. 11 の記載と同様
- ・ 市が貸付を行っている場合、出資団体のキャッシュ・フロー獲得能力に照らして、回収に懸念はないか
- ・ 市の財産を出資団体に使用させている場合、その理由及び賃借料水準は合理的か

④ 市による出資団体のモニタリング

- ・ 市は、株主として出資団体の運営状況について適切に評価しているか
- ・ 市は、出資団体の出口戦略を検討しているか
- ・ 株主総会の議案の賛否を決定するにあたり、市は株主として十分に検討しているか

4. 補助金、負担金、交付金事業

令和3年度の包括外部監査と同様に、個別事業の監査における主な視点を以下の通りに整理した。

① 成果指標、PDCA サイクル

- ・ 成果指標の目標値は合理的に設定されているか
- ・ 成果指標に基づき事業の効果を測定しているか
- ・ 成果指標について目標値と実績値の差異理由を分析しているか
- ・ 効果測定結果を次年度以降の事業計画に反映しているか

② 予算の積算・執行

- ・ 予算積算方法及び予算積算額は、事業を効果的・効率的に実施するという観点から適切か
- ・ 予算執行率に異常点は無いか

③ 補助金、負担金、交付金

- ・ 交付対象が要綱等に定める交付目的に合致しているか
- ・ 補助金等の申請、決定、交付等の手続は定められた手順によっているか
- ・ 補助金に係る事務は「那覇市の補助金に関するガイドライン」に準拠しているか
- ・ 補助金等の算定方法及び交付時期について、要綱等を遵守しているか
- ・ 事業実施後に適切に実施報告がなされているか
また、市が実施報告を適切に検査しているか
- ・ 事業の効果測定を行っているか
また、効果測定結果を次年度以降の事業計画に適切に反映しているか
- ・ コロナ禍において臨機応変な対応ができているか

5. 委託事業

令和3年度の包括外部監査と同様に、個別事業の監査における主な視点を以下の通りに整理した。

① 成果指標、PDCA サイクル

- ・ 成果指標の目標値は合理的に設定されているか
- ・ 成果指標に基づき事業の効果を測定しているか
- ・ 成果指標について目標値と実績値の差異理由を分析しているか
- ・ 効果測定結果を次年度以降の事業計画に反映しているか

② 予算の積算・執行

- ・ 予算積算方法及び予算積算額は、事業を効果的・効率的に実施するという観点から適切か
- ・ 予算執行率に異常点は無いか

③ 委託

- ・ 委託理由に合理性があるか（市が自前で実施する場合のコストや効果と比較分析した上で委託しているか）
- ・ 委託者選定が適法、かつ、妥当であるか（指名競争入札や随意契約の場合、その理由が妥当であるか。また、一般競争入札ではない契約であっても、相見積もりを取る等、効率的な予算執行の努力を講じているか）
- ・ 委託料の予算積算額は適切な水準になっているか。
- ・ 契約にあたって必要な手続が全て実施され、作成が必要な書類が全て作成されているか
- ・ 契約変更が生じている場合、変更内容が妥当か
- ・ 目的に沿った契約内容となるよう、仕様書が作成されているか
- ・ 契約の履行は、仕様書等に基づき適切に実施されているか（実施報告書の検査を適切に実施しているか）
- ・ コロナ禍において臨機応変な対応ができているか

6. 指定管理事業

那覇市の「指定管理者制度に関する運用指針」等を参考に、個別事業の監査における主な視点を以下の通りに整理した。

① 成果指標、PDCA サイクル

- ・ 成果指標の目標値は合理的に設定されているか
- ・ 成果指標に基づき事業の効果を測定しているか
- ・ 成果指標について目標値と実績値の差異理由を分析しているか
- ・ 効果測定結果を次年度以降の事業計画に反映しているか

② 予算の積算・執行

- ・ 予算積算方法及び予算積算額は、事業を効果的・効率的に実施するという観点から適切か
- ・ 予算執行率に異常点は無いか

③ 指定管理

- ・ 指定管理制度の導入理由に合理性があるか（市が自前で実施する場合のコストや効果と比較分析した上で指定管理制度を導入しているか）
- ・ 指定管理者の選定は原則として公募により行われているか
また、公募内容が指定管理施設に関する条例に合致しているか
- ・ 指定管理予定候補者は選定委員会により選定されているか
- ・ 指定管理予定候補者が市の HP 上で公表されているか
- ・ 指定期間が不合理に長期間に及んでいないか
- ・ 指定管理者との契約事務手続は適切に実施されているか
- ・ 指定管理者との間で協定を締結しているか
- ・ 指定管理料は「指定管理者制度に関する運用指針」に基づき、適切に算定されているか
- ・ 指定管理の費用は毎年精算し、収支の余剰額の 1/2 は市へ返納しているか
- ・ 指定管理者によるセルフモニタリングが適切に実施されているか
- ・ 市による指定管理事業のモニタリングが適切に実施されているか
- ・ コロナ禍において臨機応変な対応ができているか

第3．監査手続

実施した主な監査手続は、以下のとおりである。

(1) 第三セクター等の監査

- ・ 第三セクター等へ往査し、ヒアリング、資料の閲覧、関連数値に基づく分析的手続、等の監査手続を実施した。
- ・ 市の関連部署に対し、ヒアリングや資料閲覧等の監査手続を実施した。

(2) 出資団体及び財政的援助団体の監査

- ・ 市の関連部署に対し、ヒアリング、資料の閲覧、関連数値に基づく分析的手続、等の監査手続を実施した。

(3) その他

- ・ その他、必要に応じて、関連する部署への質問や資料閲覧を行った。

第3章 監査の対象となる事業

第1．監査対象事業の選定

1．第三セクター等

第三セクター等に関する総務省指針第1．によれば、地方公共団体が25%以上の出資（一般社団法人及び一般財団法人に対する出捐を含む）を行っている法人について、地方公共団体は、当該指針に基づき第三セクター等に適切に関与する必要があるとされている。

そこで、市の企画調整課に対し、市の出資法人について出資額及び出資割合の調査を依頼した。

なお、一般社団法人及び一般財団法人に対する市の出捐割合の算定方法についてであるが、過去の公益法人会計基準においては「基本金」という概念が存在し、貸借対照表に計上されていたため、当該基本金残高に占める地方公共団体の出捐割合を算定することが可能であったと考えられる。しかしながら、現行の「平成20年改正 公益法人会計基準」においては、基本金という概念が無いため、『市の出捐金÷基本財産』の算定式により出捐割合を算定してもらうよう企画調整課に依頼した。

その後、企画調整課より令和4年3月31日時点における市の出資団体一覧表を入手し、そのうち、出資割合が25%以上となっていた法人を第三セクター等としての監査対象として選定した。

抽出した法人は以下の6法人である。

No.	法人名
1	沖縄都市モノレール株式会社
2	泊ふ頭開発株式会社
3	公益財団法人那覇市育英会
4	公益社団法人那覇市シルバー人材センター
5	那覇市土地開発公社
6	地方独立行政法人 那覇市立病院

2．出資団体

前述の出資団体一覧表において、出資割合が25%未満であるものの、出資額が1億円以上である法人を出資団体としての監査対象として選定した。

抽出した法人は以下の3法人である。

No.	法人名
1	那覇空港ビルディング株式会社
2	那覇新都心株式会社

-	沖縄県信用保証協会
---	-----------

なお、沖縄県信用保証協会については、監査手続を実施した結果、発見事項が無かったため、「第7章 監査の結果及び意見（個別事業）」の記載を省略した。

3. 財政的援助等の事業

（1）団体に対する財政的援助

地方自治法第199条7項において、補助金、交付金、負担金等の財政的援助が監査委員の監査対象となることが記載されている。

そこで、市の企画調整課に対し、以下の3つの条件を満たす事業について調査を依頼した。

- ・ 予算科目（節）が負担金、補助金及び交付金
- ・ 令和3年度の予算執行額が3百万円以上
- ・ 一つの団体（会社、社会福祉法人、公益法人、一般法人、NPO法人、等を含む団体）に対して予算執行している事業

その後、企画調整課より、上記条件を満たす事業の一覧表を入手し、以下を除いた事業を監査対象とした。

※ 監査対象外とした事業

- ・ 負担金のうち、性質的に財政的援助には該当しない事業
- ・ 令和3年度の包括外部監査において監査対象となった事業

（2）委託事業及び指定管理事業

委託事業及び指定管理事業は財政的援助には該当しないものと考えられるが、上記1. 第三セクター等の監査対象となった法人に対する委託事業、及び、上記3.（1）財政的援助団体への指定管理事業について、監査対象とすることとした。

（3）抽出された事業

上記（1）及び（2）により、抽出された事業は以下の32事業である。

No.	事業名	団体名	区分	予算執行額 (千円)
1	協働によるまちづくり推進事業	那覇市協働によるまちづくり推進協議会	補助金	4,987
2	指定管理者制度導入施設運営安定化支援金交付事業	パレットグループ	交付金	14,149
3	那覇市社会福祉協議会補助金事業	社会福祉法人那覇市社会福祉協議会	補助金	37,268
4	那覇市民生委員児童委員連合会補助金事業	那覇市民生委員児童委員連合会	補助金	27,234

5	軽費老人ホーム補助金事業	社会福祉法人陽風会	補助金	18,424
6	安謝こども園園舎建設補助事業	社会福祉法人郵住協福社会	補助金	194,040
7	漫湖水鳥・湿地センター管理運営協議会負担金事業	漫湖水鳥・湿地センター	負担金	5,000
8	離島漁業再生支援事業	那覇市漁業集落	補助金	8,352
9	水産物の新たな販売手法構築事業(新型コロナ関連)	那覇市沿岸漁業協同組合	補助金	10,315
10	那覇商工会議所事業費助成事業	那覇商工会議所	補助金	4,469
11	指定管理者制度導入施設運営安定化支援金交付事業	株式会社沖縄コングレ・株式会社PB コミュニケーションズ共同企業体	交付金	6,854
12	NAHA マラソンコロナ対策支援事業	NAHA マラソン協会	補助金	4,821
13	沖縄都市モノレールインフラ外整備事業建設補助金	沖縄都市モノレール株式会社	補助金	254,626
14	那覇市育英会運営補助金	公益財団法人那覇市育英会	補助金	3,370
15	那覇市シルバー人材センター運営補助金	公益社団法人那覇市シルバー人材センター	補助金	12,280
16	病院事業運営費負担金	地方独立行政法人那覇市立病院	負担金	474,620
17	病院事業運営費交付金(新型コロナ関連)	地方独立行政法人那覇市立病院	交付金	100,000
18	救急診療事業補助金	地方独立行政法人那覇市立病院	補助金	10,019
19	沖縄都市モノレール自由通路の維持管理業務委託	沖縄都市モノレール株式会社	委託	50,127
20	那覇市市制 100 周年記念沖縄都市モノレール(ゆいレール)ラッピング車両運行等業務	沖縄都市モノレール株式会社	委託	11,591
21	都市公園維持管理業務委託	公益社団法人那覇市シルバー人材センター	委託	175,410
22	「広報なは市民の友」配布業務委託	公益社団法人那覇市シルバー人材センター	委託	26,721
23	スプリング入りマットレス等解体業務委託	公益社団法人那覇市シルバー人材センター	委託	6,578
24	那覇市津波避難ビルにおける介護予防普及啓発事業および地域介護予防活動支援事業	公益社団法人那覇市シルバー人材センター	委託	3,696
25	がん検診・肝炎ウイルス健診(個別・集団検診)業務	地方独立行政法人那覇市立病院他、県内 39 医療機関	委託	241,461
26	新型コロナウイルスワクチン集団接種医師	地方独立行政法人那覇市立病院	委託	21,294

	業務			
27	新型コロナワクチン接種に係る基本型医療 機関業務	地方独立行政法人那覇市立病院 他、市内 20 の医療機関	委託	27, 630
28	那覇市職員定期健康診断業務	地方独立行政法人那覇市立病院 健診センター 他、県内 5 医療機関	委託	14, 139
29	那覇市ぶんかテンプス館管理運営事業	株式会社沖縄コングレ・株式会 社 PB コミュニケーションズ共同 企業体	指定管理	42, 296
30	那覇市総合福祉センター管理運営事業	社会福祉法人那覇市社会福祉協 議会	指定管理	40, 975
31	老人福祉センター管理運営事業 (金城老人憩の家)	社会福祉法人那覇市社会福祉協 議会	指定管理	6, 447
	(小禄老人福祉センター)			10, 325
	(識名老人福祉センター)			10, 661
	(末吉老人福祉センター)	11, 130		
	(壺川老人福祉センター)	12, 139		
	(辻老人憩の家)	10, 835		
32	児童館管理運営事業 (金城児童館)	社会福祉法人那覇市社会福祉協 議会	指定管理	9, 705
	(小禄児童館)			12, 249
	(識名児童館)			11, 959

第4章 市における第三セクター等の取扱い

第1. 第三セクター等の定義

第三セクター等に関する総務省指針第1.（注1）によれば、第三セクター等の定義は以下の通りである。

【第三セクター等の定義】

- ・ 第三セクター及び地方公社

【第三セクターの定義】

- ・ 地方公共団体が出えんを行っている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む）
- ・ 地方公共団体が出資を行っている会社法法人

【地方公社の定義】

- ・ 地方住宅供給公社
- ・ 地方道路公社
- ・ 土地開発公社

第2. 総務省が推進する第三セクター等の抜本的改革の概要

1. 第三セクター等の経営健全化等に関する指針の概要

総務省では、各地方公共団体が第三セクター等の効率化・経営健全化と地域の元気を創造するための活用の両立に適切に取り組むことを要請しており、そのための第三セクター等の経営改革に関するガイドラインとして「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」を策定し、各地方公共団体に同指針に基づく適切な対処を依頼している。（「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」（総務省自治財政局長 総財公第102号通知 平成26年8月5日）参照）

そのため、市も第三セクター等に関する総務省指針を適用して行政手続を行う必要がある。

第三セクター等に関する総務省指針の概要は以下の通りである。

第1. 本指針の基本的な考え方

- ・ 第三セクター等の経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されるため、地方公共団体は自らの判断と責任により、第三セクター等の徹底した効率化・経営健全化等についての取組を進める必要がある。
- ・ 一方、人口減少・少子高齢化、インフラの老朽化等を始めとする現下の社会経済情勢においては、民間企業が実施することが難しい公共性、公益性の高い事業の実施が強

く期待されるところであり、第三セクター等はそれらを実現するための有効な手法となる場合がある。

第2. 地方公共団体の第三セクター等への関与

1. 経営状況等の把握、監査、評価

- (1) 地方公共団体は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の趣旨を踏まえ、関係する第三セクター等の現在又は将来の経営状況や資産債務の状況について、適切に把握を行い、また、当該第三セクター等に関する地方公共団体の現在及び将来における財政的リスクも適切に把握を行う必要がある。

第三セクター等の経営状況等の正確な把握を行うためには、当該第三セクター等の財務諸表の適正性の確保が前提となるため、当該法人の形態等に応じた適切な会計基準を適用することが重要である。

- (2) 地方公共団体の長は、第三セクター等に対する各種監査の実施により、第三セクター等の経営や公的支援の実態を把握し、監査結果については議会・住民に対して説明を行うとともに、当該監査結果を踏まえた措置を速やかに講じるべきである。

- (3) 地方公共団体は、経営・資産債務の状況等を把握した上で、継続的かつ定期的に評価を行うことが必要である。

評価に当たっては、第三セクター等が行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等を十分に精査するとともに、第三セクター等以外の事業手法との比較も行い、最終的な費用対効果に留意することが必要である。

なお、地方公共団体は、これらの評価に先立って第三セクター等が自ら評価を積極的に行うよう指導・監督等を行うことが望ましい。

- (4) 第三セクター等の経営状況等について把握、監査、評価を行った結果、現在又は将来における経営の悪化、健全性の喪失等が判明した場合には、速やかにその旨を明らかにし、経営健全化に取り組むことが必要である。

2. 議会への説明と住民への情報公開

地方公共団体は、議会・住民に対して、第三セクター等の財務書類や将来負担額等を報告・公表することに加え、第三セクター等の経営諸指標、地方公共団体が行っている財政的支援とそれに伴う財政的なリスク、現在の経営状況に至った理由、将来の見通し等について、第三セクター等の経営状況等を一覧できる資料を作成した上で分かりやすい説明を行い、理解を得ることが必要である。

3. 経営責任の明確化と徹底した効率化等

(1) 第三セクター等は、地方公共団体から独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行する法人であるため、第三セクター等の経営者は、第三セクター等の経営が悪化した場合等には、民事・刑事上の法的責任追及が行われる可能性があり得ることを十分に認識する必要がある。

(2) 地方公共団体は、第三セクター等の役職員の選任について、職務権限や責任にふさわしい人材を広く求め、民間の経営ノウハウを含めた適切な知見を有する人材が積極的に登用されるように努める必要がある。

第三セクター等の事業内容、他の出資者及び利害関係者との関係等により、地方公共団体の長や職員が役員に就任する場合にあっては、その職責を果たし得るのか、十分に検討を行うことが求められる。

また、地方公共団体を退職した者を第三セクター等が採用する場合にあっては、当該第三セクター等が必要とする能力・知見を有する人材であるか、よりふさわしい人材はいないのか等の観点から、十分な検討を行った上で採用することが必要である。

(3) 地方公共団体は、第三セクター等の役職員の数及び給与の見直し、組織機構のスリム化等、徹底した効率化について不断の取組を進めることが必要不可欠である。

(4) 地方公共団体は、第三セクター等の経営において、民間の資金やノウハウを可能な限り活用するように留意するべきである。このような観点から、当該第三セクター等の経営が設立当初から良好である場合はもとより、設立当初には収益が上がりなくとも、将来的には収支が均衡し、継続的に自立した経営を行う見込がある場合には、完全な民営化（地方公共団体からの出資の解消）を視野に入れた経営のあり方についても検討することが望ましい。

(5) 地方公共団体は、第三セクター等の資金調達について、地方公共団体の信用力に依存するのではなく、自立的に行われるように留意するべきである。

4. 公的支援（財政支援）の考え方

(1) 基本的な考え方

第三セクター等は地方公共団体から独立した事業主体として、公共性、公益性が高い事業を行う法人である。その経営は原則として当該第三セクター等の自助努力により行われるべきであるが、性質上当該第三セクター等の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該第三セクター等が能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費については、地方公共団体が公的支援を行うこともやむを得ないものと考えられる。

公的支援を行う場合にあっては、支援を漫然と継続することや、支援の規模が安易に拡

大することがないようにすることが特に重要である。

(2) 損失補償（債務保証を含む。）

地方公共団体が第三セクター等に対して公的支援を行う場合には、債務について損失補償を行うべきではない。

(3) 短期貸付け

短期貸付けは、損失補償と同様に、当該第三セクター等が経営破たんした場合には、その年度の地方公共団体の財政収支に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、避けるべきである。

(4) 長期貸付け

地方公共団体が第三セクター等に対して行う長期貸付けについては、一般的に、損失補償や短期貸付けと比べれば地方公共団体の財政的リスクは低いものと考えられる。

(5) 出資（増資を含む。）

地方公共団体が第三セクター等に対して行う出資（増資を含む。）は、公的支援の手法としては、地方公共団体には既に行った出資が毀損すること以上の財政負担が生じることはないという特性を有し、また、出資額に応じた権利等が生じる場合が多い。

このため、公と民の役割やリスクの分担の考え方と公的支援としての意義の双方を勘案して、出資の是非・規模等を判断することが必要である。

(6) 長等の私人としての債務保証

地方公共団体の長等が私人としての立場で第三セクター等の債務を保証することは、公職としての立場での契約と混同されるおそれがあるため、行うべきではない。

第3．第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化

地方公共団体が経営状況等の把握に努めた結果、現在又は将来の経営の悪化、健全性の喪失等が判明した場合には、速やかにその旨を明らかにし、経営健全化に取り組むことが必要である。

1．第三セクター等の経営健全化についての役割分担

(1) 第三セクター等の経営は、地方公共団体から独立した事業主体として、自らの判断と責任に基づいて遂行することが原則であるが、経営が悪化した場合の経営健全化、特に、抜本的改革については、地方公共団体が主導することが必要である。

(2) 地方公共団体は、第三セクター等が経営悪化に至った主たる要因が、公共性、

公益性が高い事業を行ったことにより生じた損失以外である場合には、財政支援は行うべきではない。

また、第三セクター等が公共性、公益性が高い事業を行っていたとしても、財政支援の前に経営の効率化、合理化の余地について検討し、速やかに取り組むことは当然である。

2. 抜本的改革を含む経営健全化

- (1) 以下の基準に該当する第三セクター等については、地方公共団体が抜本的改革を含む経営健全化に取り組むべき対象とすることが適当である。
 - ① 公共性、公益性が喪失したか、著しく低下したもの。
 - ② 他の事業手法（例えば、地方公共団体の直営、民間企業への委託等）と比べて費用対効果が乏しいもの。
 - ③ 実質的に債務超過であるもの。
 - ④ 地方公共団体が多大な財政的リスクを有するもの。
 - ⑤ 「存続の前提となる条件」を満たさなくなったもの。
- (2) 第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化について、地方公共団体は、別紙2のフローチャートの手順により検討を行うことが適当である。
- (3) 地方公共団体の長は、第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化の検討に当たり、関連予算の議決等の局面で議会の議決が行われることに留意の上、議会・住民等に対して十分な説明を行う必要がある。
- (4) 地方公共団体は、第三セクター等の抜本的改革を行った結果、第三セクター等が行っていた事業を地方公共団体又は別の第三セクター等に引き継ぐ場合には、経営状況、資産管理状況等を議会・住民等に明らかにすることが必要である。

3. 債務調整を伴う処理策

第4. 第三セクター等の設立

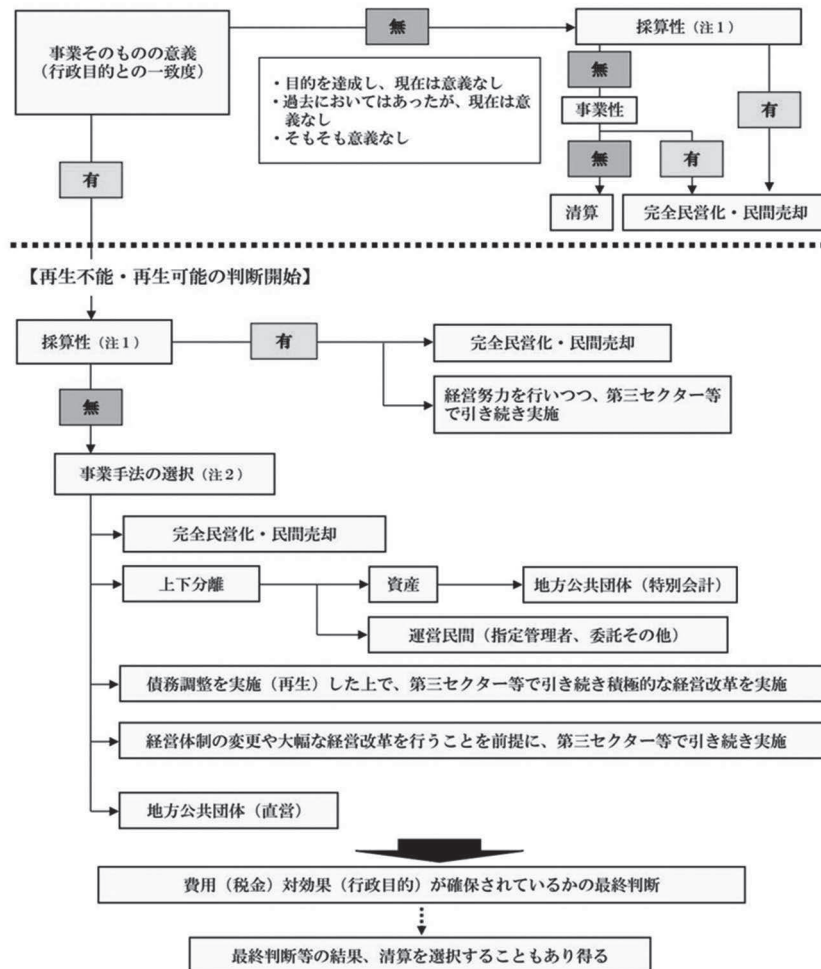
第三セクター等の設立等については、事業を行うために最も適切な手法・法人形態等を選択し、実施体制を構築することが必要である。

第5. 第三セクター等の活用

人口減少・少子高齢化、インフラの老朽化等を始めとする現下の社会経済情勢においては、民間企業が実施することが難しい公共性、公益性の高い事業の実施が強く期待される場所であり、第三セクター等はそれらを実現するための有効な手法となる場合がある。

第6. その他

【抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート】



(注1) 採算性の判断に当たっては、基本的に、指針第3を参照のこと。

(注2) 地方公共団体が、補助金を投入する前提で事業手法の選択を行うべきではない。ただし、性質上第三セクター等の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該第三セクター等の事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等に限って、補助金を投入することもあり得る。

(出典：第三セクター等の経営健全化等に関する指針(総務省))

なお、第三セクター等に関する総務省指針第1.によれば、同指針の適用対象は以下の通りであるものと解される。

【第三セクター等に関する総務省指針の適用対象】

- ・ 25%以上を出資している第三セクター等
- ・ 損失補償等の財政援助を行っている第三セクター等
- ・ その他経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる第三セクター等

2. 「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」の概要

第三セクター等に関する総務省指針第3. 2 (1)に記載されている通り、第三セクター等の経営状況が悪化したり、公益性が著しく低下した場合には、地方公共団体は第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化に取り組む必要があるが、総務省は経営健全化方針を定める際の指針として、「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」(総務省自治財政局公営企業課長 総財公第26号通知 平成30年2月20日)を定めて各地方公共団体担当者宛に通知している。

「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」の概要は以下の通りである。

1. 策定する経営健全化方針の内容

以下の事項を盛り込んだ経営健全化方針を策定することが求められる。

また、経営健全化方針の様式例を別添のとおり作成しているので、方針の策定に当たって参考とされたい。

(1) 法人の概要

(2) 経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの地方公共団体の関与

法人の経営状況、財政的なリスク(下記2の(1)から(4)までのいずれかのことをいう。以下同じ。)の現状、財政的なリスクが高くなった要因などを分析すること。

また、これまでの地方公共団体としての財政支援、監査、評価の実施状況などの関与についても盛り込むこと。

(3) 抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討

指針の別紙2に定める「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート」の手順により検討を行うこと。

(4) 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応

法人自らによる経営健全化のための具体的な対応や地方公共団体による財政的なリスクへの対処のための具体的な対応を記載すること。

対応の記載に当たっては、財政的なリスクを解消させるまでの具体的なスケジュールを立てること。ただし、今後5年間で財政的なリスクを解消できない場合には、その理由と今後5年間で財政的なリスクをどのように改善していくか明記すること。

(5) その他必要な事項

2. 策定する必要がある地方公共団体

第三セクター等の中で、地方公共団体が出資(原則として25%以上)を行っている法人、損失補償等の財政援助を行っている法人その他経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人のうち、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する法人と関係を有する地方公共団体は、経営健全化方針を策定するものとする。

(1) 債務超過法人

- (2) 実質的に債務超過である法人
- (3) 地方公共団体が多大な財政的リスクを有する法人
- (4) その他、各地方公共団体において、経常収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要である法人

3. 経営健全化方針の策定に当たっての留意事項

- (1) 経営健全化方針の策定主体は地方公共団体であるが、当該法人、当該法人の他の出資者及び利害関係者と調整を行った上で策定すること。
- (2) 地方公共団体は、当該法人の経営・資産債務の状況を把握した上で、当該法人が行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等についての評価を行う必要があるが、評価にあたっては、外部の専門家等から構成される委員会等を設置することも検討されたいこと。
- (3) 一つの法人について複数の地方公共団体が出資している場合には、経営健全化方針の策定に当たって、地方公共団体間で調整し、整合性を確保すること。
- (4) 議会への説明と住民への情報公開を行い、経営健全化方針の内容について理解を得ることが必要であること。

4. 策定した方針の進捗管理

策定した方針に基づく経営健全化の進捗状況については、継続的かつ定期的に把握し、評価を行っていく必要がある。

5. 経営健全化方針の策定・公表期限

6. 国における策定状況等の取りまとめ

第三セクター等経営健全化方針(参考様式)

別添

この方針は、相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する地方公共団体が、当該第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化のための方針を定めるものである。

1 作成年月日及び作成担当部署

作成年月日
作成担当部署

2 第三セクター等の概要

法人名
代表者名
所在地
設立年月日
資本金 千円 【 当該地方公共団体の出資額(出資割合) 千円 (%) 】
業務内容

3 経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの地方公共団体の関与

指針：第2. 地方公共団体の第三セクター等への関与を踏まえて記載
(例)
法人の経営状況や財政的なリスクの現状□
地方公共団体としての財政支援、監査、評価の実施状況□

4 抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討

指針：第3. 2 抜本的改革を含む経営健全化を踏まえて記載
(例)
指針の別紙2に定める「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート」の手順により検討□
(事業そのものの意義、採算性の判断を踏まえ、事業手法の選択等を行う)

5 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応

指針第3. 第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化を踏まえて記載
(例)
法人自らによる経営健全化のための具体的な対応
地方公共団体による財政的なリスクへの対応のための具体的な対応□
財政的なリスクを解消させるまでのスケジュール
ただし、今後5年間で解消できない場合、その理由と今後5年間の改善方針

(参考)

6 法人の財務状況

貸借対照表から	項目	金額(千円)		
		(N-2)年度	(N-1)年度	N年度
	資産総額			
	(うち現預金)	()	()	()
	(うち売上債権)	()	()	()
	(うち棚卸資産)	()	()	()
	負債総額			
	(うち当該地方公共団体からの借入金)	()	()	()
	純資産額			

※ 法人の形態に従って適宜書き換えること

損益計算書から	項目	金額(千円)		
		(N-2)年度	(N-1)年度	N年度
	経常収益			
	経常費用			
	経常損益			
	経常外損益			
	当期純損益			

(出典：「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」(総務省))

3. 第三セクター等の状況に関する調査結果の概要

総務省では、全国の第三セクター等について、その出資・経営等の状況を把握することを目的に調査を実施しており、その調査結果は総務省のウェブサイト上で公表されている。

(令和元年度からは隔年で実施)

(総務省 HP :

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/02zaisei06_03000041.html)

なお、本調査において公表が求められている第三セクター等については、以下の通りとされており、地方独立行政法人が含まれている点において、第三セクター等に関する総務省指針で定義される第三セクター等とは範囲が異なっている点に留意が必要である。

1. 第三セクター

① 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の規定に基づいて設立されている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）並びに特例民法法人（以下「社団法人・財団法人」という。）のうち、地方公共団体が出資を行っている法人

② 会社法の規定に基づいて設立されている株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び特例有限会社（以下「会社法法人」という。）のうち、地方公共団体が出資を行っている法人

2. 地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社（以下「地方三公社」という。）

3. 地方独立行政法人

※ 出典：総務省 HP に掲載されている「第三セクター等の状況に関する調査結果」（令和3年3月31日時点）

https://www.soumu.go.jp/main_content/000784114.pdf

4. 第三セクター等について地方公共団体が有する財政的リスクの状況に関する調査結果公表の概要

「第三セクター等について地方公共団体が有する財政的リスクの状況に関する調査結果の公表について」（総務省自治財政局公営企業課 各地方公共団体担当課宛事務連絡 平成28年6月10日）によれば、総務省は、第三セクター等に係る地方公共団体が有する財政的リスクの状況に関する調査結果（平成27年度分）を公表した。

その後、当該調査結果は毎年実施され、総務省のウェブサイト上で公表されている。

(総務省 HP :

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/02zaisei06_03000041.html)

第3. 市における第三セクター等の取扱い

1. 第三セクター等の状況に関する調査結果の公表

上記、第2. 3. で述べた通り、総務省は、第三セクター等の出資・経営等の状況を把握することを目的に隔年で調査を実施し、調査結果を総務省のウェブサイトで公表している。

市は、令和3年度の調査において、以下の3法人を第三セクター等として総務省に報告している。

- ・ 泊ふ頭開発株式会社
- ・ 那覇市土地開発公社
- ・ 地方独立行政法人那覇市立病院

2. 第三セクター等について地方公共団体が有する財政的リスクの状況に関する調査結果の公表

上記、第2. 4. で述べた通り、総務省は、第三セクター等に係る各地方公共団体が有する財政的リスクの状況に関して毎年調査を実施し、調査結果を総務省のウェブサイトで公表している。

市は、令和3年度の調査において、債務超過となっている沖縄都市モノレール株式会社を総務省に報告している。

3. 経営健全化方針の策定

上記、第2. 2で述べた通り、経営状況が悪化したり、公益性が著しく低下した第三セクター等が生じた場合には、市は、経営健全化方針を策定し、策定した方針の進捗状況を管理する必要がある。

この点、市の第三セクター等のうち、沖縄都市モノレール株式会社については、債務超過に陥っていることから、平成31年4月26日に「沖縄都市モノレール株式会社経営健全化方針」を策定し、その後、経営健全化方針に基づく取組状況を毎年作成し進捗管理を行っている。

なお、沖縄都市モノレール株式会社経営健全化方針及びその取組状況については、市のウェブサイト上で公開されている。

(那覇市HP：

<https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/collabo/tosi/seisaku/keieikenzanka.html>)

4. 第三セクター等への関与指針の有無

他の地方公共団体において、第三セクター等に対し適切に関与するにあたり、第三セクター等に関する総務省指針のみならず、独自の関与指針を策定している事例が複数あった。

地方公共団体	管理指針
--------	------

米沢市	「第三セクター等に関する指針」に関する基本運用事項
唐津市	第三セクター等への関与に関する指針
柏崎市	第三セクター等に関する指針
浜田市	第三セクター等に関する指針
日向市	第三セクターに関する指針
横手市	第三セクター等への関与に関する指針
山口市	第三セクター等の自立的経営に関する指針

一方、那覇市では、現状独自の関与指針は作成されていない。

5. 過去における第三セクター等の経営健全化事例

那覇市議会会議録検索システムによる検索結果によれば、過去において、那覇市土地開発公社の塩漬け土地問題が生じていたものの、公社の経営健全化に関する計画を策定し、計画を実行した結果、平成 22 年頃には塩漬け土地問題を全て解消したとのことであった。

【市議会議事録平成 22 年（2010 年） 1 2 月定例会－12 月 07 日-02 号 より抜粋】

◎翁長雄志 市長

山城誠司議員の再質問にお答えをいたします。

この塩漬け用地は、やはり市長就任時に大変重くのしかかっておりました。当時、沖縄県は県とそれからほかの市町村合わせて塩漬け用地は 600 億円、そのうちの 260 億円を那覇市が占めていたものですから、この問題を放置いたしますと、177 億円借りて 86 億円の利息がくっついているわけですから、10 年、20 年ほったらかしますと 300 億、400 億という形で大きくなっていきますので、これを解決するというのは、当時はごみ問題もありましたし、とまりんの問題もございましたし、ISO9001 とかいろいろありましたけれども、やっぱりこの土地開発公社の問題は、しっかりやらないと子や孫に大きなつけを残すなということでありましたので、本当にある意味では蛮勇を振るってという形になりましたけれども、結果的に塩漬け用地を全部解消いたしまして、土地開発公社も近々に閉鎖も可能だということ等も踏まえますと、本当にたくさん仕事はありましたけれども、こういう形で結末ができますと、大変ありがたかったなと、感慨深く、きょうの私とは関係のない質疑を聞きながら、側から聞きながら、よかったなと、私自身も結果的にそういうふうに思いながら聞いておりました。

（下線は監査人による）

このように、市は問題が生じていた第三セクター等の経営を健全化した実績を有しているものと考えられる。

第5章 市における出資団体及び財政的援助事業の取扱い

第1. 地方公共団体による出資

地方自治法第 238 条 1 項 7 号において、出資による権利が地方公共団体の公有財産に含まれていることが記載されている。

【地方自治法第 238 条 1 項より抜粋】

(公有財産の範囲及び分類)

第二百三十八条

この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

(中略)

七 出資による権利

また、地方自治法施行令によれば、出資とは「資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資」することとされており、会社のみならず、一般社団法人及び一般財団法人に対する基本金に準ずるものとしての出捐も出資に含まれる概念であるとされている。

【地方自治法施行令第 152 条 1 項より抜粋】

(普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲)

第百五十二条

地方自治法第二百二十一条第三項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

一 当該普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人

二 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社

三 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上二分の一未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるもの

(下線は監査人による。)

第2. 地方公共団体による財政的援助

地方自治法第 199 条 7 項において、地方公共団体による財政的援助とは、「地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの」とされている。

【地方自治法第 199 条 7 項より抜粋】

第百九十九条

7. 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、同様とする。

(下線は監査人による。)

第 3. 市における出資団体及び財政的援助事業の取扱い

1. 出資

地方自治法によれば、地方公共団体が出資する場合、条例又は議会の決議による必要があるとされており、市も、出資時においては原則として議会の決議を経ている。

【地方自治法より抜粋】

第九十六条

普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(中略)

六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

(財産の管理及び処分)

第二百三十七条

2 第二百三十八条の四第一項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

(下線は監査人による。)

2. 財政的援助

補助金、交付金及び負担金等の財政的援助を行う場合、地方自治法及び那覇市予算決算規則に従い、予算編成及び予算執行を行っている。

3. 株主総会での議決権行使

市が株式会社へ出資し、当該会社の株主となっている場合、市は株主総会において議決権を行使している。

4. 監査

地方自治法第 199 条 7 項において、財政的援助及び出資のうち政令で定めるもの、について、監査委員の監査対象とすることができるものとされている。

【地方自治法第 199 条 7 項より抜粋】

第百九十九条

7 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、同様とする。

(下線は監査人による。)

また、上記の“出資のうち政令で定めるもの”とは、地方自治法施行令第 140 条の 7 第 1 項によれば、「地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人」であるとされている。

【地方自治法施行令第 140 条の 7 第 1 項より抜粋】

第百四十条の七

地方自治法第百九十九条第七項後段に規定する当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるものは、当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人とする。

以上を踏まえ、市の監査委員は、必要に応じて財政援助団体等監査を実施し、監査結果を市のウェブサイトで公開している。

(<https://www.city.naha.okinawa.jp/admin/kansaiin/kansakekka.html#cmszaien>)